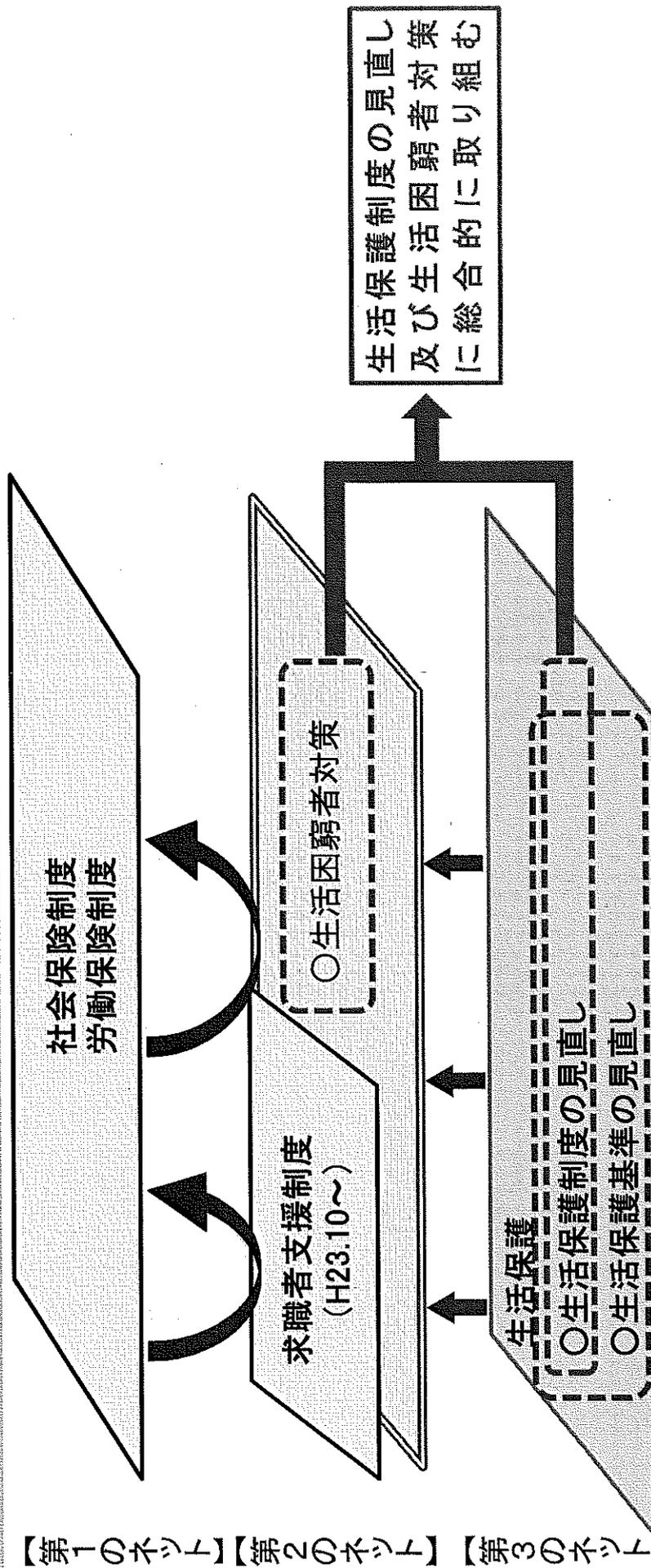


生活困窮者自立支援制度について

三重県健康福祉部地域福祉課

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。



【社会保険制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

(生活保護制度の見直し)

- 附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。
- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
 - 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組む、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に対処する措置等を検討すること。

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
- ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

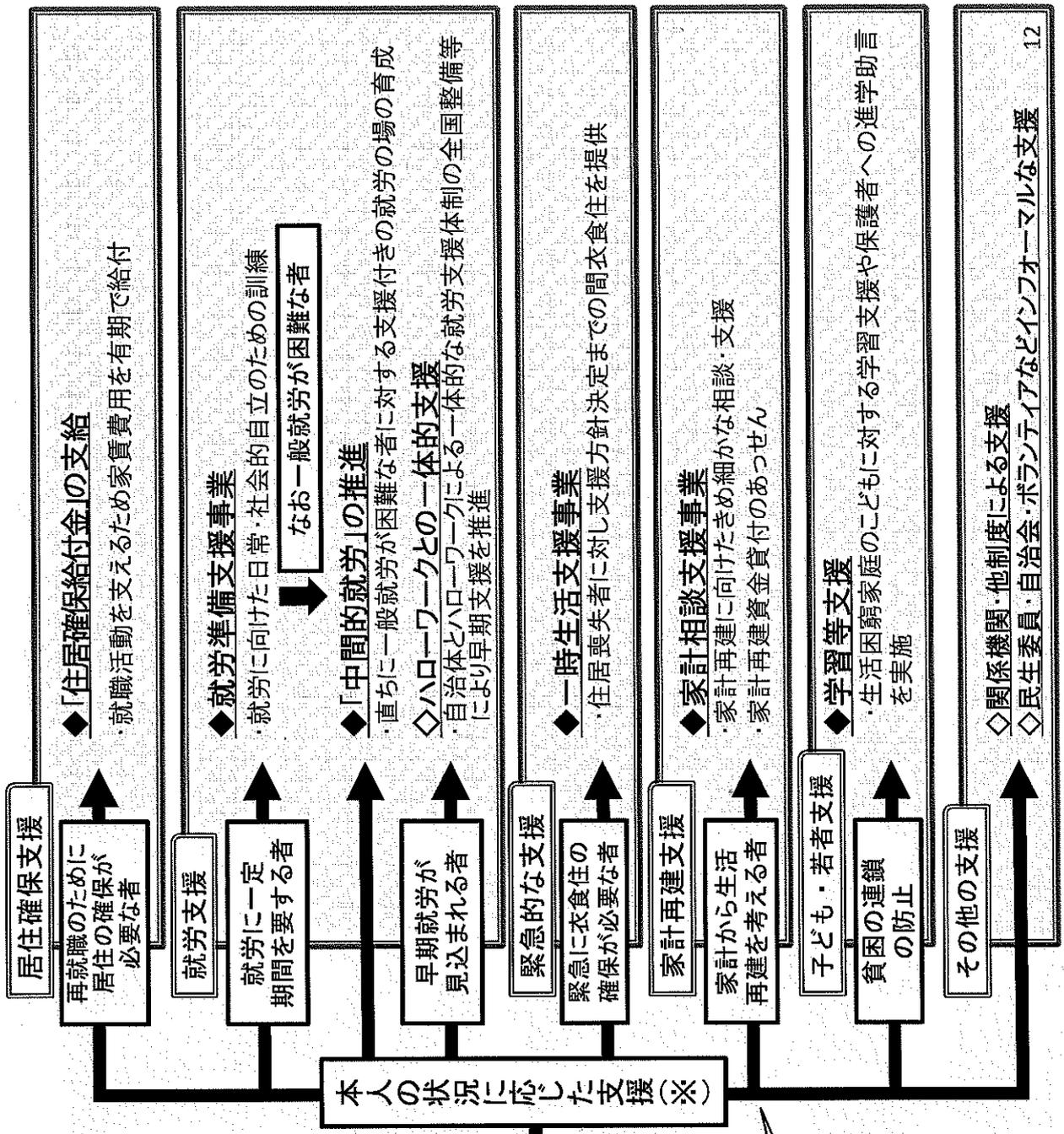
4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3/4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2/3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1/2

施行期日

平成27年4月1日

新たな生活困窮者自立支援制度



包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

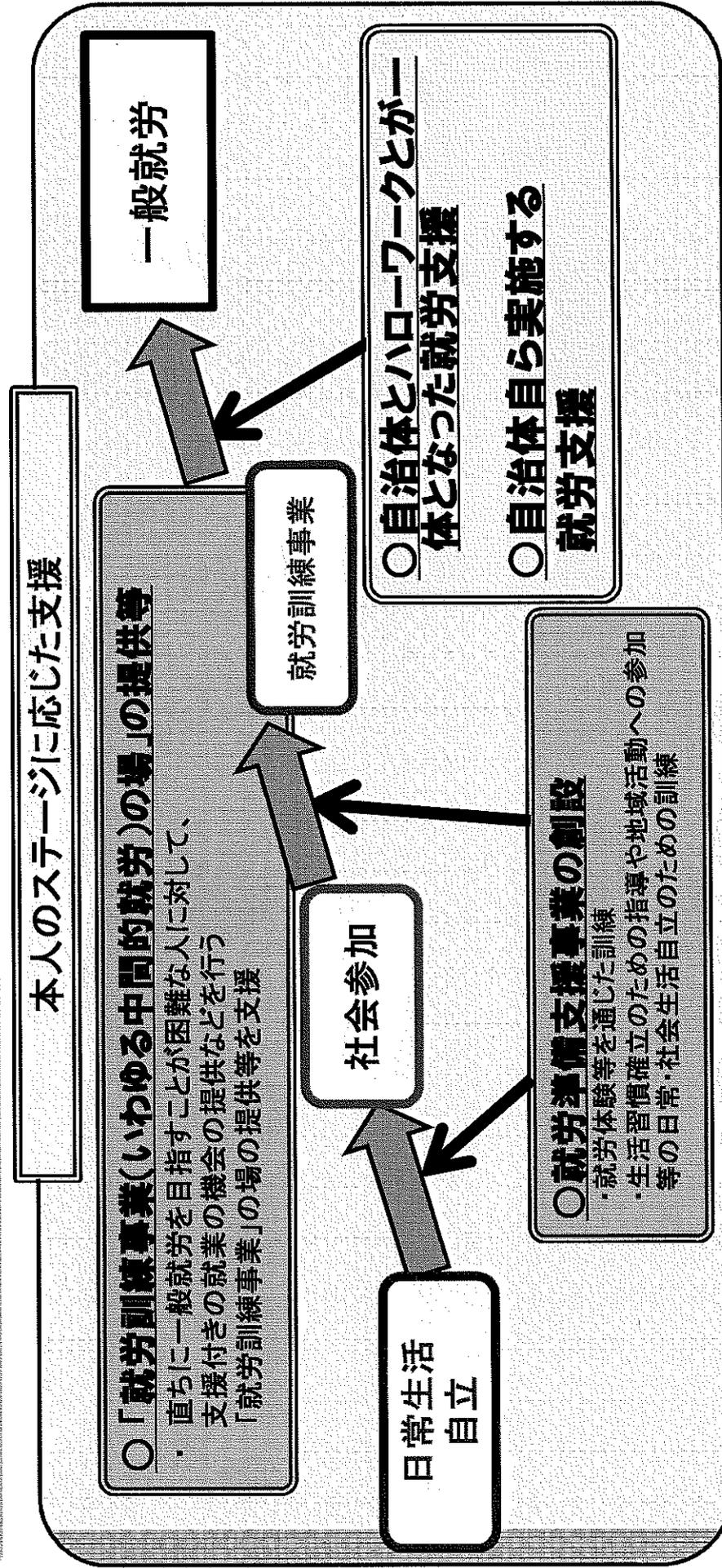
- ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

就労に向けた支援の充実・強化

◎ 就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。



法により、これまで支援が十分されてこなかった層への就労支援が充実する。各種就労支援は、生活困窮者の多くが自尊心や自己有用感を喪失し、次のステップに向かうことができなくなっている状況にあることを踏まえ、その回復・醸成を図りながら行う。

就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の推進について

新事業の概要

- 社会福祉法人、NPO法人、営利企業等の自主事業として実施。対象者の状態等に応じた作業等の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。
- 対象者としては、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者を想定。
- 事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組みとする。
- 立上げ時の初期経費の助成、税制優遇等を検討。

支援のイメージ

自立相談支援機関による課題の評価・分析(アセスメント)、行政による支援決定

就労訓練事業

一般就労

非雇用型

- ・ 訓練計画に基づく就労訓練
- ・ 事業主の指揮監督を受けない軽作業等
- ・ 就労支援担当者による就労支援・指導等

支援付雇用型

- ・ 雇用契約に基づく就労
- ・ 比較的軽易な作業を想定
- ・ 就労支援担当者による就労支援・指導等
- ・ 就労条件における一定の配慮(労働時間、欠勤について柔軟な対応)

- ・ 雇用契約に基づく就労
- ・ 必要に応じ、相談支援事業等によるフォローアップを実施

(課題の評価・分析(アセスメント)は約6ヶ月ごとに実施)

期待される効果

- 個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労や求職活動を行うための動機付け・準備が可能となる。

認定就労訓練事業者に対する支援について

○ 認定就労訓練事業者について、税制面、財政面、ノウハウ面での支援を総合的に行う。

1. 税制上の措置について

○ 社会福祉事業として、認定就労訓練事業を行う事業者に関する税制上の措置について、政府・与党内で議論を行った結果、今般、平成27年度税制改正の大綱が以下のとおり取りまとめられた。

平成27年度税制改正の大綱(平成27年1月14日閣議決定)(抄)	
固定資産税、都市計画税	社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。
不動産取得税	社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業の用に直接供する不動産に係る不動産取得税について、課税標準を価格の2分の1とする措置を講ずる。
事業所税	認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。
登録免許税	認定生活困窮者就労訓練事業について、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の非課税措置(登録免許税法別表第三)を適用する。
消費税	消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲から、生活困窮者自立支援法に基づく認定生活困窮者就労訓練事業のうち生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除外する。

※ 固定資産税、都市計画税、不動産取得税に関する措置の対象となる「社会福祉法人等」の範囲は、今後、法令改正に向け検討されるが、他の社会福祉事業と同様、社会福祉法人、消費生活協同組合等は対象となる見込み。

※ 認定就労訓練事業では、商品を製造・販売する場合等があることから、障害者就労継続支援事業の例も踏まえ、消費税を課税。

2. 立ち上げ支援、優先発注について

○ 生活困窮者自立支援法の「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として、認定就労訓練事業者に対する立ち上げ支援を実施。

○ 地方自治体が随意契約によることができる場合として、認定就労訓練事業所から物品を買い入れる場合等の追加を検討。

3. その他

○ 「就労訓練事業(いわゆる中間的就労)事例集」の第2版を作成予定(省令公布後速やかに)。

○ 就労訓練事業の意義・内容や認定の手続などをまとめた事業所向けパンフレットを作成予定(省令公布後速やかに)。

自立相談支援機関 相談窓口一覧

自治体名	実施主体名	窓口名	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス
三重県	社会福祉法人三重県社会福祉協議会	三重県生活相談支援センター	三重県津市桜橋2丁目131	059-271-7701	059-227-5630	
津市	健康福祉部援護課		三重県津市丸之内27番10号	059-229-3151	059-229-2550	229-3151@city.tsu.lg.jp
四日市市	健康福祉部保護課		三重県四日市市諏訪町1番5号	059-354-8076	059-354-8341	hogo@city.yokkaichi.mie.jp
伊勢市	健康福祉部生活支援課		三重県伊勢市岩瀬1丁目7-29	0596-21-5538	0596-21-5555	
松阪市	社会福祉法人松阪市社会福祉協議会	松阪市生活相談支援センター	三重県松阪市殿町1340番地1	0598-53-4086(5月6日まで) 0598-53-4671(5月7日から)	0598-26-9113	seikatsu-soudan@matsusakawel.com
桑名市	社会福祉法人桑名市社会福祉協議会(一部委託)	相談支援室	三重県桑名市中央町二丁目37番地	0594-24-1456	0594-24-1457	fsomum@city.kuwana.lg.jp
伊賀市	健康福祉部生活支援課		三重県伊賀市上野丸之内116番地	0595-22-9650	0595-22-9661	hogo@city.ijai.lg.jp
鈴鹿市	健康福祉部保護課		三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号	059-382-7640	059-382-7607	hogo@city.suzuka.lg.jp
名張市	社会福祉法人名張市社会福祉協議会	なばり暮らしあんしんセンター	三重県名張市丸之内79番地	0595-64-1526	0595-64-3349	ijitsu@nabarihakvo.jp
尾鷲市	社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会		三重県尾鷲市栄町5-5	0597-22-3246	0597-22-3402	info@owasewel.com
亀山市	社会福祉法人亀山市社会福祉協議会		三重県亀山市羽若町545	0595-82-7985	0595-83-1578	aijai@kameyama-syakyo.or.jp
鳥羽市	社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会	暮らし相談支援センターとば	三重県鳥羽市大明東町2番5号	0599-25-1188	0599-25-1117	kurashi@toba.shakyo.or.jp
熊野市	熊野市福祉事務所生活困窮者支援係	生活困窮者自立支援係	三重県熊野市井戸町796	0597-89-4111	0597-89-3304	hukushi@city.kumano.mie.jp
いなべ市	社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会	いなべ市くらしサポートセンター 縁(えにし)	三重県いなべ市大安町大井田2705	0594-78-3512	0594-78-1114	
志摩市	社会福祉法人志摩市社会福祉協議会	生活支援課	三重県志摩市阿児町鶴方3098-1	0599-65-7130	0599-65-7131	seikatsu@shima-fukushikyo.or.jp
多気町	社会福祉法人多気町社会福祉協議会	多気町生活困窮者相談窓口	三重県多気郡多気町四正田587-1	0598-38-8091	0598-38-3910	